

退職等年金給付制度の財政運営等に関する意見

財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会

専門委員 坂本 純一

今回は都合により分科会を欠席することになり、申し訳ございません。書面により意見を申し述べさせていただきます。

今回の議題（4）に関連する事項としまして、退職等年金給付制度の財政運営の方法、および将来の給付設計について意見を述べさせていただきます。

退職等年金給付制度は、官民格差論の象徴とされてきました旧制度における職域年金部分を公務員退職給付制度の中に取り込んだ制度ですので、慎重な運営が求められるところです。この制度は、退職一時金給付と合わせて民間の平均となるように定められていることから、官民格差論は生じておりませんが、その運営の透明性を保ち、国民の信頼を得ていくことがまずは大切なことと考えます。そのためには、財政運営の情報開示が求められるところであり、掛金決定の基礎率ができる限り現実を反映したものになっていることが必要と考えます。次期財政再計算のときには、制度発足後得られた経験値を基に基礎率を検討する必要があると考えます。その率が増加傾向を示すときには、変動基礎率を採用することもあり得ると思います。そして、毎年度の財政決算においては、その年度の剰余、不足についての利源分析を基礎率ごとに示すことが肝要と思います。

さらに、毎年度の剰余は財政運営の安定に欠かせない留保すべき財源と考えますので、財政再計算のたびに給付の改善や掛金率の引き下げに使用するのではなく、民間の企業年金でも行われている別途積立金として保存しておき、将来の不足要因に備えておくようにすることを提案いたします。

一方で、公務員の退職給付についての水準と、そのなかでの年金と一時金の比率をどのように考えるかという長期的な課題は残っていると思います。旧制度の職域部分は公務上の制約に報いるための給付という位置づけでしたが、公務員のストライキ権や金融市場へのアクセスについて制約があるままで、退職給付を民間平均にするという議論は、見直す必要があるように思います。この意味でも、G7 諸国の退職給付に関する官民比較の調査が行われてはいかがでしょうか？

さらに、公務員の将来の生活が安定し、公務に専念できる環境を作る意味でも、退職給付の中で終身年金が占める割合を大きくすることが必要と考えますが、これを退職等年金給付の中で行うと、終身年金が圧倒的に少ない民間の企業年金の現状から官民格差論が出てきますので、厚生年金部分での繰下げ受給を勧め、退職してから 75 歳までの有期年金を手

厚くするというような工夫ができないかと思料いたします。

なお、退職等年金給付にはスライド規定がなく、インフレになった時に、給付が目減りするリスクがあります。この点をどうカバーするかというテーマが残りますが、退職等年金給付制度は職域年金制度として運営しており、同時に追加拠出が極力発生しないという条件が付けられていますので、スライド制を導入するのは控えた方がいいと思います。民間の企業年金でスライド制を導入している例は皆無で、退職給付会計の問題もあり、事業主が追加拠出の発生を極力避けているからです。このため、退職等年金給付制度でスライドを導入しますと、官民格差論が台頭するようにも思いますし、追加拠出の財源手当ても問題になるでしょう。そこでこの点については、退職一時金制度の方は給与連動型であり、給与にはインフレの一部が反映されるため、部分的ではありますがインフレを反映した給付となっていることを踏まえつつ、退職等年金給付の方では、民間の動向を踏まえつつアドホックに給付を見直すこととしてはどうかと考えます。その際後発債務が発生しますが、まずは上記の別途積立金により対応し、なお残る債務については有限期間で償却することを提案いたします。この償却のための掛金は、1.5%に含まれない扱いとする必要があると思います。

以 上